

【タイトル】 過払いとは？

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 厳しい, 話し合い, やるせない

【メタディスクリプション】 消費者金融・クレジットカードによる過払いについての説明になります。過払いの被害者が加害者に対して請求が困難となる背景について説明されています。

【本文】 消費者金融からの借入れやクレジットカードによるキャッシングなどで、法律の上限金利を超える返済をさせられていた「過払い」の問題があります。

過払いは、利息制限法の上限金利である年 15%～20%の金利で借入・返済をしていた方に生じる可能性があります、いくつかの問題点があることも指摘されています。

過払いの被害による問題は、「被害を受けた実感がない」「被害額を算定する計算が複雑」「時効の問題」などがあります。

この問題は、消費者金融などと交わされた契約通りの返済をしても生じるものですので、被害者に被害の実感がないという点が指摘されています。

また、違法な金利が原因となる過払いの被害額を算定するために、複雑な推定計算をする必要が生じることもあり、被害者が返還請求をあきらめてしまう原因にもなっています。

さらに、貸金業者などへの最後の返済から 10 年で時効消滅により、不当利得の返還を求めることができなくなってしまうます。

そのため、被害額の算定と請求のための準備は急いだ方が良いといえます。

このときに、大阪の弁護士による過払いの「無料相談」を活用することで、費用をかけることなく被害の有無を確認することができるようになります。

【タイトル】 完済済みの過払いの請求について

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 疲弊, 意見, 商議

【メタディスクリプション】 消費者金融やクレジットカードによる過払いの問題について説明されています。被害の意識をすることが困難な問題ですが、完済しているケースについては、確実に被害が生じていることの説明になります。

【本文】 消費者金融や信販会社・クレジットカードなどの過払いの返還が困難となる理由に、「自分が被害を受けているかが分からない」という点をあげることができます。

貸したお金が返還されない、あるいはお金をだまし取られてしまった、というケースでは、被害者が自分の被害を認識することは容易になります。

しかし、過払いの問題については、契約通りに返済している場合についても、被害が発生していることもあります。

過払いの被害が必ず発生しているケースとしては、利息制限法に違反する金利で返済し、「その返済が完済している」場合は、被害の発生は確実であるということが出来ます。出資法が改正される前の消費者金融などの約定金利は、25%~29%程度であることが多かったと思います。

しかし、利息制限法に規定される上限金利は、元本に応じて年15%~20%と定められていますので、その差額が「過払いによる被害」と考えることが出来ます。

被害者としての認識は生じにくいものですが、返済する必要のないお金についても請求されていた問題になります。

大阪の弁護士による無料相談などを活用して、返済しすぎたお金を取り戻す方法を検討してみることも必要になります。

#### 【タイトル】返済中の過払いの請求について

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、痛み、重い、身の細る思い

【メタディスクリプション】消費者金融やクレジットカードの利用による過払いの問題について説明されています。借金の返済が完了している方だけでなく、現在も返済を継続している方にも過払いが生じている可能性があることの記述となります。

【本文】消費者金融やクレジットカードのキャッシングによる過払いの問題は、完済をした人についてだけの問題ではなく、現在も返済を継続している方にも生じていることがあります。

現在、消費者金融などへの返済をしている方に「過払い」が生じている場合、過払いと借金残高を相殺することで、借金の残高を減らせるケースがあります。

たとえば、消費者金融の借金の残高が100万円ある場合では、過払いの発生額が50万円の場合は、本来の借金の残高が50万円であることとなります。

同様に、過払いが100万円の場合は「既に返済が完了している状態」、150万円の場合は「50万円の返還を求められる状態」ということとなります。

消費者金融などとの取引期間が長いほど、この被害額は大きくなる傾向にありますが、5年~7年以上の取引で被害が生じることが多くなります。

そして、消費者金融などから返還を受けるお金があるかどうかは、取引履歴を元に個別に計算をする必要が生じます。

自分にも返還を受けるお金があるかどうか？については、大阪の弁護士に問い合わせて確

認してもらうようにしてください。

このときに、無料相談を活用すると、費用をかけることなく損害額の推定をしてもらうことができます。

【タイトル】過払いの発生する仕組み

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,厳しい,心配ごと,痛み

【メタディスクリプション】消費者金融やクレジットカードのキャッシングによる過払いの請求について説明されています。ここでは、利息制限法と出資法の罰則の違いにより過払いが生じることの説明がされています。

【本文】消費者金融やクレジットカードでのキャッシングにより、グレーゾーン金利による「過払い」が生じているケースがあります。

消費者金融などの貸金業者の「貸付金利」を規制する法律には、「利息制限法」と「出資法」の2つがあります。

利息制限法で規定される上限金利は、元本の額に応じて「年15%～20%」とされています。

これに対して、出資法による上限金利は「年29.2%」とされていましたが(現在は、出資法の改定により年20%となっています)。

過払いの問題が生じる背景には、「利息制限法の罰則規定がないこと」が指摘されています。つまり、厳しい罰則規定のある出資法の上限金利は守り、罰則規定のない利息制限法による貸付けが公然と行われていたのが事実としてあります。

しかし、現在では利息制限法に違反した貸付は「無効」であり、貸金業者に対して返還を求めることができる環境になっています。

この無効とされるお金のことを過払いと言いますが、大阪の弁護士などに相談して返還を求めるようにした方が良いでしょう。

ここで、自分に過払いが生じているかどうかの確認が困難となっていますので、無料相談に問い合わせ、被害の可能性について検討してもらうようにしてください。

【タイトル】消費者金融・信販会社の過払いについて

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,苦渋の,人生相談,八苦

【メタディスクリプション】貸金業者による過払いの問題について説明されています。過

払いの問題は、大手の消費者金融・信販会社などでも生じる問題であることの説明になります。

【本文】「過払い」は、貸金業者によって不当に多く支払わされてきた事が理由となっていますので、「違法な業者によるもの」という印象があるかもしれません。

しかし、過払いの問題は、大手の消費者金融や信販会社による貸付けによっても生じているものですので、これらの企業からお金を借りたことがある方は注意が必要となります。利息制限法による上限金利の規制は、元本に応じて年15%~20%と規定されていますが、比較的多くの貸金業者が25%~29%という高金利での貸付けが行われていました。そのため、利息制限法を超える利息の返済分については、過払いとして返還請求をすることができます。

しかし、消費者金融や信販会社から借金をしたことがある方の「誰にいくら過払い」が生じているのかは、個別に確認しないと分からないと思います。

そのため、過去に高い金利で借金をしたことがある方については、弁護士に被害の有無を確認してもらうようにすると良いでしょう。

概ね貸金業者との取引期間が5年を超える場合に、過払いが生じるケースが多くなっています。

大阪の弁護士による無料相談などを活用して、過去の返済における被害の発生を確認するようにしてください。

【タイトル】クレジットカードの過払いについて

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、討議、あえぐ、話しあい

【メタディスクリプション】貸金業者による過払いの問題についての説明となります。ここでは、主にクレジットカードによる過払いの被害発生について説明されています。

【本文】これまで、過払いによる貸金業者への返還請求は数多く行われてきましたが、まだ被害に気付いていない方が多いのも特徴となっています。

消費者金融などのカードローンを利用したことがない方についても、クレジットカードのキャッシング機能を利用したことがある方は注意が必要になります。

クレジットカードによる過払いの被害は、大手スーパーによるものや鉄道会社のクレジットカードでも、過払いが生じています。

過払いの請求は、違法な金利での貸付けが原因となっていることから、企業イメージの良い企業のクレジットカードなどは、その被害に気づきにくいのかも知れません。

たとえ優良企業によるキャッシングであったとしても、50万円・100万円という高額な被害が生じているケースも多くなります。

そのため、クレジットカードの「キャッシング機能」を利用したことがある方も、被害の有無を確認する必要があります。

実際に被害が生じているかどうかは、取引期間・借入の態様などによっても異なりますので、個別に弁護士などに相談する必要があります。

このときに、**大阪**の弁護士による無料相談を活用することで、費用をかけずに専門家のアドバイスを受けることができますようになります。

【タイトル】銀行の借入れでも過払いは生じるか？

【メタキーワード要素】：過払い、**大阪**、重苦しい、生活難、検討

【メタディスクリプション】消費者金融などからの借入れによる「過払い」の問題について書かれています。ここでは、銀行からの借入れによっても過払いが生じる可能性があるのか、について説明されています。

【本文】消費者金融や信販会社・クレジットカードのキャッシング機能などでお金を借りたことがある方は、「過払い」の発生を確認するように指摘されています。

過払いの問題は、利息制限法に違反するグレーゾーン金利による貸付けが行われていたことが原因で、法律の上限金利と実際に返済してきた金額の差額の返還を求めることができます。

ここで、銀行の住宅ローンや自動車ローンなどを利用した方についても「過払い」の問題が生じるか？という点が気になると思います。

しかし、銀行からの借入れの場合、通常、利息制限法の範囲内での貸付けが行われていまずので、過払いが生じる可能性はないと考えられます。

ただし、現在、銀行の傘下に入っている消費者金融や、銀行に買収された消費者金融などについては、過払いが生じている可能性が高くなります。

銀行によって買収された消費者金融については、その銀行に返還請求を行うこととなります。

同様に、銀行のグループ企業の一つとなった企業については、その企業について返還を求めることとなります。

この問題については、「何年くらい取引をしていたか？」「どのような借り方をしたか？」などによって被害の生じ方が異なるものになります。

そのため、不明な点は**大阪**の弁護士などに問い合わせるようにしてください。

【タイトル】 過払い問題の利息制限法とは？

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 弁論, 課題, 借金

【メタディスクリプション】 貸金業者の違法な金利での貸付けによる、過払いの問題について書かれています。ここでは、貸金業者を規制する利息制限法の特徴について説明されています。

【本文】 消費者金融やクレジットカードによるキャッシングで生じる「過払い」の問題は、利息制限法に違反した金利での貸付けが、原因となっています。

貸金業者の貸付金利を規定する法律には、利息制限法と出資法の2つがあります。

この2つの法律を比較したとき、「利息制限法の規定による金利の方が低い」「罰則がない」という違いがあります。

利息制限法による上限金利は、元本の額に応じて「元本が100万円以上の場合、年15%まで」、「元本が10万円以上100万円未満の場合、年18%まで」、「元本が10万円未満の場合、年20%」までと規定されています。

そして、多くの貸金業者が貸していた金利は、年25%～年29%近くであることが多くありました。

これは、中小の貸金業者に限らず、大手の消費者金融、さらには、一般のクレジットカードによるキャッシングでも、利息制限法に違反した金利が設定されていました。

そのため、利息制限法に違反して「多く返済してしまったお金」は、過払いとして返還を求めることができます。

過払いの返還請求は、大阪の弁護士などに相談して請求するケースも多くあります。

しかし、最初にするべきことは、「自分にいくら過払いが生じているか？」を確認することになります。

【タイトル】 過払い問題の出資法とは？

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 合議, やり切れない, 議論

【メタディスクリプション】 消費者金融などの貸金業者による、過払いの問題についての説明になります。ここでは、利息制限法と比較することで、出資法による規制の特徴を説明しています。

【本文】消費者金融などの貸金業者の「貸付金利」については、無条件にいくらでも貸しても良い、というものではありません。

貸金業者の貸付金利を規制する法律には、「利息制限法」と「出資法」の2つの法律があります。

利息制限法による上限金利は、年15%～年20%となっていますが、現在の出資法による上限金利は年20%とされています。

出資法の年20%という上限金利は、2010年6月18日の改正出資法の完全施行により改定されたものですが、それ以前については、年29.2%とされていました。

過払いの問題が生じた背景には、利息制限法に「罰則規定」がないことが指摘されていますが、出資法に関しては、刑事罰を含む厳しい罰則が規定されています。

そのため、出資法には違反しないものの、利息制限法に違反した金利(グレーゾーン金利)での貸付けが行われていた事実があります。

この利息制限法に違反した金利に該当する部分については、「過払い」として返還請求をすることができます。

しかし、過払いの請求ができるのは、「最後に弁済してから10年以内」という消滅時効の問題もありますので、注意しなくてはなりません。

時効が成立してからの請求は困難となってしまいますので、大阪の弁護士に相談して請求について検討すると良いでしょう。

【タイトル】過払いが発生する目安について

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、重苦しい、助言、手を焼く

【メタディスクリプション】消費者金融・クレジットカードなどのキャッシングにより発生する、「過払い」についての説明になります。ここでは、被害が生じる期間の目安について紹介されています。

【本文】過払いの問題がなかなか解決しない理由の一つに、「被害者が誰なのかが分かりにくい」という点をあげることができます。

過払いは不当にお金を多く返済させられた問題になりますが、貸金業者と交わした「契約通りの返済」をしている場合に発生するものになります。

そのため、約束通りの返済をした方の「誰に発生しているのか？」は、個別に確認しないとけません。

基本的に、年20%を超える金利で借金をしたことがある方に「過払い」の被害の可能性は

ありますが、金額が多くなっている方の目安としては、概ね「5年以上の長期間の取引をしている人」「借金を完済している人」ということができます。

長期間に渡って消費者金融などのキャッシングをしている場合、本人の気付かないところで数十万円～数百万円の過払いが生じていることもあります。

同様に、違法な金利で借金を完済した場合は、必ず返済の中に払い過ぎたお金がありますので、[大阪](#)の弁護士に相談するようにしてください。

借金の問題は、本人にとっても相談しにくい問題となりますが、信頼できる弁護士に相談することで、プライバシーにも配慮してもらえますでしょう。

弁護士による無料相談などを活用して、早めに被害の有無を確認するようにしてください。

【タイトル】[過払い](#)の発生を確認する方法について

【メタキーワード要素】：[過払い](#)、[大阪](#)、障害物、生活難、面倒

【メタディスクリプション】 消費者金融などの違法な金利が原因となる、[過払い](#)の問題についての説明になります。ここでは、[過払い](#)の発生を確認する方法について説明されています。

【本文】 消費者金融などの取引で生じる[過払い](#)の被害については、個別に取引内容を確認しないことには、正確な被害額を算定することはできません。

[大阪](#)の弁護士などに相談して、[過払い](#)がありそうだとすると、貸金業者から取引履歴というものを取り寄せることになります。

取引履歴は、契約時から最後の返済に至るまでの、すべての「借入れ」「返済」についての情報が記載されたものになります。

この情報を元に、「利息制限法の上限金利」で返済した場合を計算すると、借金の残高がマイナスとなって表示されることがあります。

たとえば、借金を完済している方の残高は「0円」と取引履歴に記載されていますが、利息制限法の上限金利で引直計算したところ、借金の残高が「-100万円」となることもあります。

この意味するところは、法律の上限金利で返済した場合、借金を完済した上に「100万円」余計に支払ってきた、ことを意味しています。

この100万円が「[過払い](#)による被害額」ということになりますので、被害者の方は取り戻す権利を有していることになります。

しかし、返還を請求する権利は、最後に返済してから10年で時効消滅してしまいますので、早めに対応することも必要になります。



【タイトル】 完済している方の過払い

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, イバラの道, 重苦しい, 葛藤

【メタディスクリプション】 借金の返済が完了している方の過払いの請求について説明されています。ここでは、完済した方が返還請求する上での、メリット・デメリットなどについて紹介しています。

【本文】 消費者金融などから違法な金利で貸付けを受けていた方が、借金の返済を終えているケースについては、必ず過払いが生じていることになります。

現在も借金の返済をしている方については、「過払いが消滅しているケース」もありますが、完済している方は、リスクを取ることなく請求が可能です。

一般的に、過払いの請求で心配されることは、「信用情報機関への登録」「請求したことの秘匿性」「今後の借入れへの影響」などになります。

借金を完済している方の場合、貸金業者との取引は終了していますので、債務整理のような信用情報機関への登録も心配する必要はありません。

同様に、返還請求したことを家族や第3者に知られてしまう危険性についても、弁護士に依頼することでクリアできます。

本人が裁判の手続きなどをする場合は、裁判所からの書類などが自宅に送付される危険性がありますが、大阪の弁護士が介入することで、これらの書類も自宅に届かなくすることができます。

また、「同じ業者から再び借入れできるか？」という点については、困難になることが予想されます。

しかし、違法な金利で貸付けをしてきた業者との付き合いを継続する必要はなく、銀行などを利用することを検討した方が良いでしょう。

【タイトル】 借金返済中の方の過払いについて

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, ハード, 協議, あえぐ

【メタディスクリプション】 消費者金融などの貸金業者に対する、過払いの請求についての説明になります。ここでは、現在も借金の残高がある方についてのメリット・デメリットについて紹介しています。

【本文】現在も消費者金融などに借金を返済している方については、過払いの請求をするときのメリット・デメリットについて理解しておく必要があります。

まず、過払いの請求をするデメリットについてですが、信用情報機関による登録で、一定期間(5年程度)、新規の借入れが困難となることがあります。

これは、借金の返済が完了しない場合の請求については、「任意整理」という方法で請求することになることが理由となります。

任意整理は、これまでの返済の中に含まれる「過払い」と、現在の借金の残高を相殺することで、借金の減額を目指す手続きになります。

たとえば、借金の残高が200万ある方に、150万円の過払いが生じている場合、本来の残高は50万円ということになります。

任意整理をした場合、この50万円を原則3年間で返済していくこととなりますが、利息については免除してもらう方向で交渉することになります。

また、残高が200万円に対して、過払いが250万円存在するケースでは、借金はなくなり、50万円から経費を差し引いた金額を受け取ることができます。

借金の問題も含めて、大阪の弁護士に相談することが可能となっています。

そのときに、弁護士による「無料相談」を有効に活用すると良いと思います。

【タイトル】過払いの返還請求の流れについて

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、大赤字、身の上相談、討論

【メタディスクリプション】消費者金融などへの返済に含まれる「過払い」についての説明になります。ここでは、大阪の弁護士に依頼してから、返金されるまでの流れについて書かれています。

【本文】消費者金融などとの取引の中で生じる「過払い」は、利息制限法の上限金利に違反した部分のお金になります。

そのため、貸金業者に対して返還請求をすることができるものになります。

また、貸金業者に返還を求められることができる期間は、最後の弁済から「10年以内」となりますので、消滅時効についても注意が必要になります。

大阪の弁護士に依頼して請求する場合、通常、「無料相談」などに問い合わせることから始めることとなります。

これまでの借金の経緯や業者名などが質問され、過払いが生じていそうだとしたときに、貸金業者から「取引履歴」を請求することになります。

そして、**過払い**の正確な金額を算出し、返還請求を行うこととなります。

ここで、現在も借金の残高が残っている方については、任意整理という手続きによって、借金の残高と相殺する交渉をすることとなります。

また、貸金業者が返還に応じないケースでは、訴訟を提起することとなりますが、その場合、通常よりも少し時間がかかってしまうこともあります。

その後、貸金業者から返還された金額の中から、必要な経費が控除され、依頼者の預金口座に振込が行われることとなります。

したがって、弁護士費用などが用意できない場合についても、依頼することができるものが多くなっています。

#### 【タイトル】 弁護士による介入通知について

【メタキーワード要素】: **過払い**, **大阪**, 手を焼く, 意見, 厳しい

【メタディスクリプション】 クレジットカードなどでも発生する「**過払い**」の問題について説明されています。ここでは、借金の残高が残っている方の、弁護士による「介入通知」の効果について説明されています。

【本文】 消費者金融などへの返済が継続している方にとって、**過払い**の請求をするときに、そのメリット・デメリットが生じることが指摘されています。

借金の残高を残している方の**過払い**におけるデメリットは、「信用情報機関への登録」になります。

そのため、**過払い**の発生額と借金の残高を考慮して、請求するかどうかを検討することになります。

また、借金を返済中の方が貸金業者に対して、**過払い**の請求をするメリットは、「お金が返ってくること」以外にも、「借金の返済を一時的にストップできる」点にあります。

これは、弁護士が介入したときに送付される「介入通知」による効果になりますが、借金本来の残高が確定するまでの間、借金の返済をしなくても良い状態になります。

また、電話による督促などを受けている方についても、弁護士が介入後は、そのような電話も一切かからなくなるメリットがあります。

したがって、通常では、借金の返済がストップしている期間を利用して、弁護士費用のための積み立てなどをする方が多くなります。

つまり、**大阪**の弁護士に支払う費用がない場合についても、**過払い**の請求ができることを意味しています。

借金の問題なども含めて、弁護士に相談してみることをお勧めします。

【タイトル】過払いの請求のための取引履歴について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,面倒,艱苦,談論

【メタディスクリプション】 クレジットカードや消費者金融などのキャッシングで生じる、過払いの問題について書かれています。ここでは、取引履歴の請求の難しさを中心に説明されています。

【本文】 消費者金融やクレジットカードによる過払いの返還を受けるためには、請求額を確定することが必要になります。

しかし、これまでの取引を証明する領収書や明細などが残っていないケースがほとんどになりますので、貸金業者から「取引履歴」を取り寄せることになります。

取引履歴は、契約時から最後の返済までの、すべての「借入れ」「返済」が記載されたもので、これを元に複雑な推定計算をすることもあります。

通常、貸金業者側は、過払いの請求を避けるために、取引履歴の開示になかなか応じないケースや、開示されたとしても全ての取引ではなく、一部分についてしか開示されないこともあります。

しかし、一般的には、大阪などの弁護士が介入することで、この取引履歴の請求もスムーズに行われることも多くあります。

実際に開示された取引履歴が非常に読みにくいものであったりすることもあります。過払いの被害額を算定するためにはやむを得ない作業になります。

もっとも、過払いの請求を自分で行うのではなく、弁護士に依頼する場合は、このような作業も全て弁護士が行うことになります。

自分での請求は困難であることも多くありますので、一度、弁護士に相談してみることをお勧めします。

【タイトル】過払いの返還請求の難しさについて

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,議論,地獄,艱苦

【メタディスクリプション】 消費者金融などの貸金業者に返金を求める、「過払い」についての情報が記載されています。ここでは、一連の手続きの流れで、難しさを感じるポイントについて紹介されています。

【本文】消費者金融などに対して「過払い」の返還を求める場合、いくつかのポイントで"難しさ"を感じる場合があります。

まず、最初に行われる手続きが「取引履歴の取り寄せ」になりますが、請求されることを避けるために、様々な抵抗をしてくるケースがあります。

そして、取引履歴の取り寄せに成功した場合でも、複雑な金利計算をして、過払いの発生額を算定する必要があります。

また、その被害額が発生した後も、請求すれば直ちに返金に応じるようなことは少なく、難しい交渉を強いられたり、場合によっては訴訟によって返還請求を行うケースについてもあります。

そして、最も返還が困難となるのが、たとえ裁判で判決を取ったとしても、経営状態が悪化している貸金業者の場合、判決通りの返金ができないケースもあります。

そのため、確実に過払いの返還を受けられる貸金業者に対してのみ、訴訟などの手続きが進められることとなります。

もちろん、貸金業者に固有の特徴のようなものも存在しますので、過払いの問題を専門とする弁護士のアドバイスは必要になると考えられます。

このときに、大阪の弁護士による「無料相談」を活用することで、費用をかけることなく専門的なアドバイスを受けることができるようになります。

#### 【タイトル】取引履歴に基づく引き直し計算について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,手を焼く,悲しい,障害

【メタディスクリプション】貸金業者との取引で発生する「過払い」についての記述になります。ここでは、引き直し計算の意味と、その結果の味方について紹介されています。

【本文】消費者金融などに対して、過払いの返還を求めるためには、取引履歴を元に「引き直し計算」をする必要が生じてきます。

引き直し計算は、利息制限法に違反した金利で計算されているものを、本来の法律の上限金利で取引した場合は仮定して、その差額を求める作業になります。

たとえば、現在も借金の残高があり、その残高が200万円である場合を考えます。

ここで、消費者金融などが主張する「残高200万円」という金額は、違法な金利による計算結果ですので、本来の残高は計算してみないことには分かりません。

過払いの弁護士などが法律の上限金利に基づいて計算した場合、この残高が50万円となるケース、-100万円となるケースなど、消費者金融と異なる結果になることがあります。

実際に大阪の弁護士が計算した結果が、本来の残高ということになりますので、借金の減額を求めるような手続きを取ることになります。

ここで、借金の残高が「マイナス」となる場合については、既に借金の返済が完了し、さらに返金を受けることができるお金があることを意味しています。

たとえば、過払いの引き直し計算によって、-100万円が本来の残高となった場合、貸金業者から100万円の返金を受けることができることを意味しています。

【タイトル】取引履歴が不完全な場合の引き直し計算について

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、痛み、苦、イバラの道

【メタディスクリプション】消費者金融などからのキャッシングで生じる「過払い」についての内容になります。ここでは、貸金業者が取引履歴の一部分しか開示されない場合の対応について説明されています。

【本文】消費者金融などとの取引で生じる「過払い」のお金を請求するためには、正確な被害額を算定することが必要になります。

通常、過払いの発生が疑われる大阪の依頼者については、取引のあった貸金業者に対して「取引履歴」の開示を要求することになります。

取引履歴は、契約時から最後の返済までの全ての取引についての記録になりますが、貸金業者によっては、取引履歴の一部分についてしか開示に応じないこともあります。

取引の一部分だけしか開示しない理由は、「引き直し計算を困難とすること」「過払いの請求を困難とすること」を目的としていると思われる。

このような場合に行われる引き直し計算では、「残高0計算」や「推定計算」をすることで請求額を確定することがあります。

残高0計算は、少し粗い手法となりますが、「開示された最初の時期の借金の残高を0円と仮定する」方法になります。

つまり、開示された取引期間中に返済したものについては、原則として「全て過払い」という扱いをしてしまいます。

また、取引期間中の一部分が抜け落ちているような場合は、前後の取引から推定して計算することも行われます。

いずれの方法によっても、依頼者の不利とならないような請求方法が考えられていることになります。

【タイトル】取引履歴を開示しない貸金業者への対応について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,疲弊,障害物,不都合

【メタディスクリプション】利息制限法の上限金利を超える貸付けによって生じる、過払いについての説明になります。ここでは、貸金業者が取引履歴の開示に応じない場合の対応について書かれています。

【本文】消費者金融やクレジットカードによるキャッシングで、過払いが生じてしまうことがあります。

過払いは、利息制限法で規定される上限金利以上の金利で借金したときに生じるものですが、被害額を計算することが困難となることもあります。

通常、貸金業者に対して「取引履歴」を請求し、その記録を元に「引き直し計算」をすることで過払いの発生額を確認することができます。

しかし、貸金業者の中には、返還請求を避けるために、取引履歴の一部分しか開示に応じないことや、取引履歴の開示を拒否するケースもあります。

取引履歴の一部分しか開示しない場合については、「残高 0 計算」「推定計算」などによって請求できますが、開示を拒否する場合は、請求が非常に難しくなることもあります。

もし、取引履歴の開示に応じない貸金業者があった場合、大阪の弁護士に依頼した場合は、「取引履歴の開示」を求める訴訟を提起することもあります。

個人で取引履歴の開示を請求した場合についても、開示を拒否したり、無視されたりすることもあると思います。

しかし、弁護士に依頼した場合は、何らかの手続きによって、過払いの返還を実現するように努力がされます。

消費者金融などからの借入れのあった方は、無料相談などに問い合わせるようにしてください。

【タイトル】過払いの引き直し計算における残高 0 計算について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,心痛,思考,辛さ

【メタディスクリプション】消費者金融などの貸金業者との取引で生じる、「過払い」の問題について説明されています。ここでは、取引履歴の最初の部分が開示されないときの、「残高 0 計算」について説明されています。

【本文】消費者金融やクレジットカードなどでも発生する「過払い」については、請求にあたって「被害額の算定」をする必要があります。

ここで、正確な被害額を算定するために、貸金業者から取引履歴というものを取り寄せることとなります。

この取引履歴は、契約時から最後の返済までの全ての取引について、「いつ、いくら借りたのか?」「いつ、いくら返済したのか?」が記録されているものになります。

しかし、貸金業者によっては、取引履歴の途中からしか開示に応じない場合があります。このような場合のときは、大阪の弁護士によって「残高 0 計算」という計算が行われることもあります。

これは、開示された最初の取引時に「借金の残高が 0 円であった」と仮定して計算する方法になります。

残高 0 計算を行った場合、実際の過払いの発生額よりも多くの金額を請求することになります。

通常、この計算によって請求した場合、後になってから取引履歴の不足する部分についても開示することもあります。

基本的に、請求額が誤りだというのなら、取引履歴の開示に応じるように求めていくこととなります。

過払いの請求には、このような難しい駆け引きなどもありますので、実績のある弁護士に依頼するようにしてください。

【タイトル】過払いの引き直し計算における推定計算について

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、談論、生活難、貧苦

【メタディスクリプション】過払いの請求における取引履歴・引き直し計算についての説明となります。ここでは、不完全な開示し課されない場合についての、推定計算の方法について紹介されています。

【本文】利息制限法に規定される上限金利よりも高い金利での貸し付けによって、「過払い」の問題が生じることとなります。

過払いは、本来返済する必要のない金利分についてまで、返済させられていたものですので、貸金業者に対して返還を求めることができる性質のお金となります。

そして、消費者金融などに返還を求める金額を確定するためには、「取引履歴」を取り寄せ、引き直し計算をする必要があります。

ここで、貸金業者によっては、恣意的に不完全な取引履歴を開示してくるケースがありま



す。

通常、取引期間中の最初の期間について開示されないことがあります、「保存されているデータが保存されていないと虚偽の理由をいうケース」や「一方的に時効成立を主張して、開示に応じないケース」などがあります。

このようなときに行われる計算方法は、推定計算と言われる方法で請求額を確定することになります。

推定計算は、開示されない部分について「推測」により、被害額を確定するもの、あるいは、開示された最初の段階を「借金の残高が 0 円であった」と仮定して計算する方法のいずれかになります。

過払いの請求をするにあたって、開示されない取引履歴の問題については、大阪の弁護士に確認してみると良いと思います。

【タイトル】引き直し計算のためのフリーソフトについて

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,問,息苦しい,談論

【メタディスクリプション】消費者金融などのキャッシングによって生じる「過払い」の問題についての記述になります。ここでは、被害額算定のためのフリーソフトについて説明されています。

【本文】消費者金融などの貸金業者に請求する「過払い」の被害額の算定には、金利計算を伴う「引き直し計算」をする必要があります。

引き直し計算は、複雑な金利計算を伴うものになりますが、インターネット上にあるフリーソフトを使用して、自分で計算することも可能になっています。

しかし、引き直し計算をするためには、貸金業者から取引履歴を取り寄せることが必要になりますので、「取引履歴の取り寄せに成功したら」という条件付きで、自分でも被害額の把握が可能になると考えられます。

しかし、この場合でも、通常は弁護士によって過払いの発生状況を予想してもらったり、引き直し計算なども無料で引き受けてくれるケースなどもあります。

したがって、あえて自分で計算する必要はないと思われそうですが、「どうしても弁護士に相談しにくい」と感じられている方は、参考にしてみてください。

また、フリーソフトなどを使用して計算する場合でも、「誰が制作したフリーソフトなのか？」という点にも注意が必要になります。

比較的面倒になる入力をしていった結果が誤りである可能性もありますので、過払いを専門とする弁護士などが作られたフリーソフトが望ましいと思います。

いずれにおいても、**大阪**の弁護士に問い合わせることで、**過払い**の被害の予測はしてもらうことができることになります。

【タイトル】 弁護士に**過払い**の有無を確認してもらう意味とは？

【メタキーワード要素】：**過払い**、**大阪**、艱苦、討論、苦悶の

【メタディスクリプション】 消費者金融などが課してきたグレーゾーン金利が原因となる「**過払い**」についての記述になります。ここでは、被害の発生を弁護士に確認してもらうことの意味について考えられています。

【本文】 消費者金融などの貸金業者に対して**過払い**の請求をするための第一歩は、取引履歴を取り寄せ、被害額を算出することになります。

ここで、そのような手間をかけずに被害の有無を確認できることが理想ですが、正確な金額は複雑な金利計算をしないと分かりません。

そこで、過去に消費者金融などから借入れを行ったことがある方については、**大阪**などの弁護士に相談することで、被害の発生状況を確認することができます。

まず、**過払い**が生じているかどうかは、「取引期間の長さ」「契約時の金利」「お金の借り方」などによっても異なります。

とくに、現在も借金の残高が残っている方が、最近、多額の追加借り入れをしている場合は、**過払い**が消滅していることも考えられます。

しかし、そのような場合でも、貸金業者の主張する残高と本来の残高の間に、大きな金額の違いが生じていることもありますので弁護士への相談は必要になるものと思われます。

借金をしている方は、誰でも「不当に多く返済させられたお金は返してほしい！」「借金の本来の残高が少なくなるなら、修正してほしい！」と考えます。

それを個人でやろうと思っても難しくなりますが、弁護士に協力してもらうことで、実現することも可能になります。

【タイトル】 **過払い**の返還請求の通知

【メタキーワード要素】：**過払い**、**大阪**、検討、貧苦、討論

【メタディスクリプション】 消費者金融などの貸金業者に対して返還を求める「**過払い**」についての説明になります。ここでは、貸金業者に通知する「不当利得返還請求通知書」

について説明されています。

【本文】 消費者金融などの取引期間が「5～7年以上」というのが、**過払い**の生じる一つの目安となっています。

この条件に該当する方は、**大阪**の弁護士に相談し、**過払い**の発生の可能性について検討する必要があります。

ここで、**過払い**が生じていそうだとしたときは、貸金業者から取引履歴を取り寄せ、正確な**過払い**の請求額を確定することになります。

この取引履歴は、貸金業者によっては開示に応じないケースもありますが、請求自体が不可能となることは少ないと思われます。

そして、正確な請求額が確定したら、貸金業者に対して「不当利得返還請求通知書」を送付することになります。

この通知書に記載されている情報は、被害の発生した金額・利息を含めた請求額などになりますが、返金に応じない場合には、訴訟を提起することなども記載されることがあります。

通常、貸金業者に対して返還を求めるときは、訴訟提起前に返金に応じた場合・訴訟提起後に和解となった場合・訴訟の判決による場合、といくつかのステップに分けて和解の条件を決定することになります。

一般的には、訴訟の前で請求額の90%程度、訴訟提起後の和解で95%程度などとなります。また、この和解ラインについては、依頼者の希望などを聞きながら、決定していくことも可能になります。

【タイトル】 **過払い**の返還を求める交渉について

【メタキーワード要素】: **過払い**, **大阪**, 手を焼く, 身の上相談, 貧乏

【メタディスクリプション】 クレジットカードのキャッシングによっても発生する「**過払い**」の問題について説明されています。ここでは、貸金業者との交渉についての説明になります。

【本文】 クレジットカードのキャッシングなどでも生じる「**過払い**」の問題は、非常に多くの方に発生しているものになります。

原則として、年20%を超える金利で借金をしたことがある方は、自分に被害が生じていないか確認することが必要になります。

そして、**過払い**の被害が生じていそうだとしたときは、**大阪**の弁護士により、被害額の

算定と返還請求を求める通知が送られることとなります。

ここで、貸金業者が書面の通知だけで返金に応じる場合は良いのですが、通常、貸金業者と粘り強い交渉を行う必要が生じてきます。

この交渉では、**過払い**の法律的な解釈の違いなどを主張してきますので、個人が直接交渉することは難しいかもしれません。

そして、交渉によって和解が成立しなかった場合、訴訟を提起することで返還請求することとなります。

このように、貸金業者が「どの段階で和解に応じるか?」「訴訟となってしまうのか?」によって、入金されるまでの時間が異なってきます。

しかし、貸金業者ごとの特徴などもありますので、弁護士に「交渉は難航するのか?」「解決までの時間は、どれくらいかかるのか?」ということも質問してみると良いでしょう。

このときに、弁護士による無料相談を活用することで、費用をかけることなく、アドバイスを受けることができるようになります。

【タイトル】 **過払い**の交渉で和解が成立する可能性について

【メタキーワード要素】: **過払い**, **大阪**, 苦しみ, 厄介な, 思考

【メタディスクリプション】 消費者金融・クレジットカードによる **過払い**の問題について説明されています。ここでは、貸金業者ごとの和解が成立する可能性についての説明になります。

【本文】 消費者金融などの貸金業者に対して、「**過払い**」の返還請求を行う場合、交渉だけで和解するケース・訴訟となってしまうケースがあります。

**過払い**の請求は**大阪**だけでなく全国的な広がりを見せていますので、貸金業者によっては経営状態が悪化しているケースも多くなっています。

そのため、返金に簡単には応じないケースもありますし、逆に、銀行の傘下に入った消費者金融などで、比較的スムーズに返金に応じることもあります。

この「交渉で和解が成立するか?」という問題は、貸金業者ごとに対応が異なるので、一概に述べることはできませんが、「貸金業者の経営状態が悪化している」点については、共通の問題として認識しておいても良いでしょう。

基本的に、返還を求める貸金業者が倒産してしまえば、回収が困難になりますので、消滅時効の成立とともに注意しておくべき問題になります。

また、貸金業者の中には、既に倒産してしまっているケースもありますので、その場合に **過払い**の返還を求めていくことは、非常に困難になります。

そのため、「交渉で和解が成立するかどうか？」という点も重要ですが、**大阪**の弁護士に相談して早めに行動に移すことも非常に重要になります。

【タイトル】**過払い**の返還請求のための訴訟について

【メタキーワード要素】：**過払い**,**大阪**,葛藤,困難,会合

【メタディスクリプション】消費者金融・信販会社に対する**過払い**の請求についての説明になります。ここでは、訴訟となった場合の、依頼者のメリット・デメリットについて検討されています。

【本文】消費者金融などの貸金業者に「**過払い**」の返還を求める場合、通常、個人で請求を行うのではなく、**大阪**の弁護士などに依頼して請求するケースが多くなります。

これは、貸金業者が返金に素直に応じないケースが多くなっていることが理由で、比較的多くのケースで訴訟を提起する必要性が生じてきます。

**過払い**の請求で訴訟となることを心配される方も多くいると思いますが、依頼者の負担が増えるようなことは少ないものになります。

基本的には、訴訟にまで至るデメリットとしては、「解決までの時間が長くなる」「訴訟に関する事務経費が増える」などのデメリットがあります。

貸金業者によっても異なりますが、訴訟とならない場合と比較すると、3カ月から半年程度は、返金されるまでの期間が長くなります。

また、裁判上の手続きを取る時の印紙代や郵送費などの実費がかかることもデメリットとすることができます。

これに対して、取引履歴の不開示などの場合、慰謝料請求ができる場合などもありますので、デメリットの方が大きくなりすぎるという心配はありません。

しかし、いずれの場合においても、**過払い**の時効の問題などもありますので、弁護士の無料相談などを活用して、請求のための準備を急ぐようにしてください。

【タイトル】**過払い**の返還請求で訴訟となった場合の勝算について

【メタキーワード要素】：**過払い**,**大阪**,辛酸,重い,評議

【メタディスクリプション】消費者金融やクレジットカードのキャッシングによる「**過払い**」の問題について書かれています。ここでは、訴訟となった場合の敗訴となるリスクを

中心に説明されています。

【本文】過払いの問題を弁護士などに相談する場合、いくつかの点で不安を感じているケースがあります。

その不安として多いものでは、「実際に過払いが生じているのかが分からない」「被害が生じていたとして、返金されるのかが分からない」という問題があります。

消費者金融などとの契約通りの返済の中に、どれ程の過払いが生じているのか？という点については、個別に引き直し計算を試みないと分かりません。

しかし、ある程度の「目安」というものは判断ができますので、大阪の弁護士による無料相談などに問い合わせるようにしてください。

次に、「貸金業者から実際に返金を受けることができるのか？」という点についても、貸金業者により異なる問題となります。

訴訟で判決を取った場合でも、貸金業者に返金に応じるだけの体力がない場合については、回収が困難になるケースもあります。

しかし、訴訟の判決で「敗訴」してしまうリスクというのは、非常に限られたものとなります。

数多くの裁判の判例を元に、「敗訴」のリスクを最小限に抑えた請求を行うことが重要になります。

そのため、過払いの問題に精通した弁護士に依頼することが重要になり、依頼する弁護士によって結果も異なることがあるものと言えます。

【タイトル】訴訟となった場合の期間について

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、苦悶の、艱苦、不振

【メタディスクリプション】貸金業者に対する過払いの請求についての記述となります。

ここでは、話し合いで解決せずに提訴に至った場合の、「返金までの期間」について検討されています。

【本文】消費者金融やクレジットカードなどを利用して借金をしたことがある方に、過払いが生じている可能性があることが指摘されています。

過払いは、本来返済する必要のない「法律の上限金利を超えた金利」についてのお金のことで、貸金業者に対して返還を求められることができますものになります。

過払いの返還を求めるとの難しさに、訴訟になってしまうケースが多くありますが、その場合の返金までの「期間」についての質問が多くあります。

貸金業者の対応によっても異なりますが、通常訴訟となった場合でも、提訴から3カ月～半年程度で結審し、その後1カ月程度で入金されることが多くなっています。

貸金業者を提訴する場合は、請求額に応じて簡易裁判所・地方裁判所のいずれかで行われます。

そして、請求額によっては、弁護士以外の法務事務所では依頼を受けることができないケースがあるのも事実になります。

したがって、過払いの請求を考える場合は、大阪の弁護士の中から、実績の多い法律事務所を選択することが重要になります。

過払いや債務整理の無料相談などに問い合わせ、貸金業者ごとの「解決までの期間の目安」なども問い合わせることができます。

無料相談を利用すれば、費用をかけることなく被害額の推測なども検討してもらえるメリットもあります。

#### 【タイトル】勝訴後の入金までの流れについて

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,せつない,煩悩,ハード

【メタディスクリプション】消費者金融などの貸金業者に対する「過払い」の請求について説明されています。ここでは、裁判となった場合の「入金までの流れ」についての説明となっています。

【本文】貸金業者に対して過払いの返還を求める場合、比較的多くのケースで裁判上の手続きにより請求が行われています。

訴訟を提起する場合の入金までの流れは、「受任」「返還請求書の通知」「貸金業者と交渉」「訴訟提起」「和解」という流れが多くなると思います。

大阪で過払いの問題の依頼を受けた弁護士は、請求額を確定したら貸金業者に対して「不当利得返還請求通知書」というものを発送します。

その後、貸金業者との交渉で返金に応じない場合は訴訟となってしまいますが、訴訟提起後に裁判上・裁判外での和解が成立することも多くあります。

そして、和解が成立した場合は、その和解案通りの期日までに入金されることを監視することになります。

同様に、裁判の判決を受けた場合には、その内容に従った入金がされるのを待つことになります。

その後、入金されたお金の中から弁護士費用・郵送費などの実費が差し引かれ、依頼者の金融機関の口座に振込がされることになります。

貸金業者の対応によっては、弁護士への依頼から入金までに1年近くかかることもありませんが、通常、3カ月～半年程度で入金に至ることが多いと思います。

過払いの依頼をしてから入金までの期間についても、無料相談で確認するようにしてください。

【タイトル】訴訟となった場合の慰謝料請求について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,困難,暗い,助言

【メタディスクリプション】消費者金融・信販会社などによる過払いの問題についての記述となります。ここでは、訴訟となった場合の慰謝料請求・弁護士費用などについて説明されています。

【本文】消費者金融などによる利息制限法に違反した金利の部分については、過払いとして返還を求めることができる性質のお金になります。

ここで、違法な金利で貸付けを受けてきた方は、「被害者」という見方をすることができますので、貸金業者に対して「慰謝料請求をすることができるのか？」という問題があります。

しかし、一般的に過払いの問題については、慰謝料請求が認められることは少なく、「貸金業者が取引履歴の開示に応じない場合」など限られた場合につき認められることがあります。

貸金業者に過払いの請求をするためには、取引履歴というものを取り寄せて請求額を確定することになりますが、理由なく取引履歴の開示に応じないケースや遅らせるような場合には、慰謝料請求が認められることもあります。

しかし、この場合でも、精神的損害に対する評価は低く算定されますので、大きく期待することはできないものということができます。

同様に、訴訟となった場合の弁護士費用についても、原則として原告・被告とも各自負担することになりますので、認められる場合についても、弁護士費用の一部となることが多くなります。

このような、訴訟となった場合の慰謝料・弁護士費用についても、大阪の弁護士による無料相談などで確認するようにしてください。

【タイトル】過払いの弁護士に支払う費用について



【メタキーワード要素】：過払い,大阪,不都合,悩みの種,助言

【メタディスクリプション】 消費者金融などの貸金業者に請求する過払いについての説明になります。ここでは、弁護士に依頼した場合の費用について説明されています。

【本文】 消費者金融や信販会社による過払いの問題を解決するためには、貸金業者に対して返還請求をしなくてはなりません。

しかし、請求する相手が貸金業者の場合、個人で請求をすることが困難となることから、法律の専門家である弁護士に依頼するケースが多くなります。

大阪の弁護士に過払いの依頼をする場合、最も気になるのが「費用」についてだと思われます。

通常、過払いの依頼をしたときにかかる弁護士費用は「着手金」「成功報酬」「日当」などの費目に分けることができます。

「着手金」は、返金を受けたかどうかにかかわらず支払う性質の費用になります。

また、「成功報酬」については、依頼者の経済的利益について請求される費用になり、通常20%~30%となっていることが多いと思います。

さらに、弁護士によっては、貸金業者と交渉する時の「日当」として、1日あたり5万円程度請求する場合もあるようです。

そのため、弁護士に依頼した場合のリスクは、「弁護士費用をかけても、返金されない」ということになりますので、着手金・日当などが設定されていない弁護士に依頼すると良いでしょう。

弁護士に支払う費用については、過払いの無料相談などでも確認することができますので、不明な点がある場合には確認しておくことをお勧めします。

【タイトル】 着手金がない弁護士を選択するメリットについて

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,痛み,討議,話合い

【メタディスクリプション】 消費者金融・信販会社に請求する「過払い」についての説明となります。ここでは、弁護士費用の「着手金」について詳しく説明されています。

【本文】 消費者金融や信販会社などの過払いの問題について、弁護士に依頼する場合は、その費用が気になると思います。

とくに、現在も借金の返済を継続している方の場合、弁護士費用を用意することが難しいことも予想されます。

ここで、**過払い**の弁護士の中には、「着手金が必要な弁護士」と「着手金が不要な弁護士」とありますので、自分に合った弁護士を選ぶようにしてください。

一般的に「着手金が不要な弁護士」を選択することのメリットとしては、「リスクなしで依頼できる」「所持金が少なくても依頼できる」などをあげることができます。

着手金は、貸金業者から**過払い**の返還請求に失敗した場合でも返金されない性質の費用になりますので、着手金不要の弁護士に依頼すると、弁護士費用だけかかってしまうというリスクを回避することができます。

また、所持金が少ない依頼者の場合でも、貸金業者から回収したお金の中から成功報酬を支払うことになる、というメリットも考えられます。

基本的に、着手金不要としている**大阪**の弁護士の報酬は「成功報酬」だけとなります。

**過払い**の実績も豊富で「自信」がある弁護士は、着手金不要としているという見方をすることもできるでしょう。

【タイトル】所持金がない場合の**過払い**のご依頼について

【メタキーワード要素】：**過払い**、**大阪**、地獄、トラブル、修羅場

【メタディスクリプション】消費者金融などの貸金業者に請求する「**過払い**」についての説明になります。ここでは、所持金が不足する依頼者でも弁護士に依頼することができることの紹介となります。

【本文】消費者金融などの貸金業者に対して「**過払い**」の請求を行いたいと考える方の中に、「自分で請求することが困難」「弁護士に依頼する費用が負担」などの理由で、請求を諦めてしまっているケースもあるようです。

貸金業者に対して個人が、**過払い**の返還請求を行うことは困難となることが予想されますが、それでも、支払う必要のなかったお金については返金を求めたいと考えます。その場合、**大阪**の弁護士に相談して依頼することが望ましいと思いますが、「弁護士費用」についての不安があるのも事実になります。

しかし、**大阪**の弁護士の中で「着手金を取らない」弁護士の場合、基本的には、所持金がなくても請求することが可能になります。

借金の完済をしている方の場合、貸金業者から取り戻したお金の中から弁護士費用を支払いますし、弁護士費用が返金額を上回ることは、通常ありえません。

また、借金の残高がある方が**過払い**の請求をする場合は、任意整理という手続きになります。

この場合は、弁護士が介入することで借金の返済を一時的にストップすることができます

ので、その期間を利用して弁護士費用を工面することもできます。

したがって、着手金不要の弁護士を選べば、相談から問題解決まで現金を必要とせずに依頼することができます。

【タイトル】 依頼する弁護士とのトラブルを避けるために

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 苦悶の, 談論, 疲弊

【メタディスクリプション】 消費者金融などの違法な金利で生じる「過払い」の問題について書かれています。ここでは、弁護士に依頼する場合の「トラブルを避けるためのポイント」について紹介されています。

【本文】 利息制限法に違反した金利で借金をしたことがある方は、自分に「過払い」の被害が生じていないか確認することが必要になります。

過払いの被害を確認するためには、貸金業者から取引履歴を取り寄せることなどが必要になりますので、まずは、弁護士の無料相談に問い合わせて「被害の可能性」について検討してもらおうと良いでしょう。

そして、弁護士に返還請求の依頼をする場合、弁護士と依頼者との間でトラブルが生じないように、確認しておくべきことがあります。

その確認しておくべきことは、「弁護士に支払う費用について」「過度な期待はしないこと」の二つになります。

比較的多く発生するトラブルは、弁護士費用などの説明を十分受けていない場合で、後になってから信頼関係を損ねてしまうものとなります。

そのため、無料相談などでも確認できますので、必要となる経費についての説明を、しっかりと受けるようにしてください。

また、過払いの請求について、「弁護士に依頼したのだから、必ず満額で回収できる」と過度な期待をするのは控えた方が良いでしょう。

大阪の弁護士によっては、貸金業者との交渉で「請求額の90%・95%」といった水準で和解を成立させることもあります。

このようなトラブルのもとになる点について、依頼する前に確認しておくことが重要になります。

【タイトル】 過払いの請求をすることのメリットについて

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,協議,苛酷,悲痛

【メタディスクリプション】消費者金融などの違法な金利が原因となる「過払い」について説明されています。ここでは、過払いを請求することのメリットについて紹介されています。

【本文】消費者金融や信販会社・クレジットカードなどでも発生する「過払い」の請求をすることは、不当に奪われてしまったお金を取り戻すことを意味しますので、一般的に、メリットはないように思われます。

しかし、貸金業者に対して請求には、「利息を付した請求額」となっている点にメリットがあるとも考えられます。

これは「過払い利息」、あるいは「過払い利率」などと言われるものになりますが、過払いが発生してから返金を受けるまでの期間について、法定利率を付した形で請求することが一般的となります。

法定利率は、民法 404 条に規定される年 5%、あるいは商法 514 条に規定される年 6%のいずれかの利率が選択されますが、民法の規定を採用することが多くなります。

そのため、過払いの合計が 100 万円であったとしても、それに利息を加えた請求をしておくこととなりますので、返金を受ける金額が 100 万円を超えることもあります。

さらに、借金の返済が残っている方の場合、大阪の弁護士の介入で、「催促の電話がストップする」「返済も一時的にしなくて良くなる」などのメリットもあります。

これらのメリットについても、弁護士による無料相談で確認することができます。

【タイトル】過払いの請求をすることのデメリットについて

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,邪魔者,重い,四苦八苦

【メタディスクリプション】消費者金融などに過払いの請求をすることのデメリットについて説明しています。同じ業者からの借入れが困難になること、債務整理の場合の信用情報機関への記録について説明されています。

【本文】消費者金融などのキャッシングで生じる過払いの問題は、クレジットカード・信販会社からの借金などでも生じるものになります。

利息制限法の上限金利を超える貸付けが行われていたのが「過払い」が生じる原因となりますので、既に返済したお金についても返還を求めることができます。

ここで、過払いを請求するときに、依頼者によっては「不安」を感じたりすることもあり

ます。

基本的には、貸金業者に返還を求めることで、依頼者にデメリットとなるようなことはありませんが、いくつかの点で注意することはあります。

その注意点とは、「同じ貸金業者からの借入れが難しくなる」「借金が残っている場合、一定期間クレジットカードなどの契約ができなくなる」などがあります。

**大阪**の弁護士とともに貸金業者に返還請求を行った場合、通常、その貸金業者から再び契約することは難しくなることが予想されます。

また、借金の残高を残した状態で請求する場合は、任意整理という手続きで**過払い**の請求を進めていきます。

この場合、債務整理が行われたとして、一定期間、信用情報機関の記録に残ることになり、新規の借金などが難しくなります。

このような、返還請求をするにあたってのデメリットについても、弁護士に確認するようにしてください。

#### 【タイトル】借金の残高がある場合の**過払い**の請求について

【メタキーワード要素】：**過払い**、**大阪**、心配、やるせない、暗い

【メタディスクリプション】借金の残高のある方の「**過払い**」の請求について紹介しています。ここでは、弁護士と貸金業者が交渉する任意整理について説明されています。

【本文】消費者金融などから借金をしたことがある方に、「**過払い**」が生じていることがあることが指摘されています。

利息制限法の上限金利を超える**25%～29%**程度の金利での貸付けが行われていたため、法の上限を超える金額については返還を求めることができますこととなります。

ここで、借金の残高がある場合、**過払い**の請求は「任意整理」という手続きによって行われます。

任意整理は、弁護士が貸金業者と交渉することで、**過払い**の発生額と借金の残高を相殺する手続きになります。

たとえば、借金の残高が100万円あり、**過払い**が70万円発生している場合、既に払い過ぎた70万円は元金と相殺することで、借金を30万円にまで減らすことができます。

また、**過払い**の方が借金の残高を上回るケースについては、借金はなくなり、その差額について返金を受けることができます。

この手続きによって、非常に多くの方が借金の減額に成功していますので、借金の返済に困っている方も弁護士に相談してみることをお勧めします。

大阪の弁護士に相談する場合、無料相談に問い合わせて、「いつ頃契約したか?」「いくらくらい借りたのか?」「どの業者から借りたか?」などの確認で借金の減額の見込みが分かるようになります。

【タイトル】過払いの請求におけるプライバシーについて

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 身の細る思い, 評議, 話しあい

【メタディスクリプション】 消費者金融などの貸金業者に対する、「過払い」の返還請求の問題について紹介しています。ここでは、家族や知人などに知られてしまうリスクについて説明されています。

【本文】 これまでの消費者金融などの返済額の中に、本来、返済する必要のないお金が含まれている問題が「過払い」の問題になります。

消費者金融などの貸金業者は、グレーゾーン金利と呼ばれる「利息制限法」に違反した金利での貸付けが当然のように行われていました。

現在、グレーゾーン金利は違法であることが認められ、弁護士に依頼することで、多くの方が返還請求に成功されています。

そのため、自分も「過払い」が生じているなら、返還請求したいという方は多いと思います。

しかし、消費者金融などの借金が家族などに秘密にしていた方にとっては、プライバシーの問題も心配になると考えられます。

過払いの請求を自分でする場合は、裁判所からの通知などで家族に秘密にしておくことは難しいですが、弁護士に依頼した場合は、誰にも知られることなく返還請求をすることができます。

また、貸金業者に返還請求をしたからといって、業者から嫌がらせを受けるようなことはありませんので、安心して弁護士に相談すると良いでしょう。

大阪の弁護士への相談は、無料相談をきっかけにされる方が多くなりますが、相談された内容が外部に漏れてしまう心配もありません。

過払いの被害の可能性を感じている方は、無料相談を活用するようにしてください。

【タイトル】 自治体による過払いの請求について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,問,迷い,重苦しい

【メタディスクリプション】消費者金融などの違法な金利での貸付けが原因となる、「過払い」の問題について説明されています。ここでは、自治体の税金回収を担当される方でも無料相談などを利用できることの説明になります。

【本文】消費者金融などの貸金業者に対する「過払い」の問題は、債務者本人だけでなく、自治体の税金回収を担当されている方も関心を寄せています。市民・県民の滞納税金を回収するために、滞納者自身が過払いの請求をしやすいよう支援したり、過払い金返還請求権の差押えなども行われています。自治体にとっては、税金滞納者が過払いの請求をすることで、非免責債権である滞納税金の問題解消に役立つこともあります。グレーゾーン金利によって生じた過払いは、債務者本人だけでなく、自治体の担当者にとっても関心の高いものですが、専門的なことなど不明な点も生じてくることが予想されます。このような場合に、弁護士事務所による無料相談などを活用して、自治体による過払いの返還請求についての問い合わせもできるようになっています。一般的に、債務整理などの問題を解決する弁護士のホームページは、債務者に向けて情報提供がされていることが多くあります。しかし、同じ問題に関心を寄せる自治体の方であっても、大阪の弁護士による無料相談を活用することはできます。不明な点・難しい法律の解釈などについても、問い合わせしてみることもできると思われます。

【タイトル】過払いによる不当利得とは？

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,面倒,煩悶,悲しい

【メタディスクリプション】グレーゾーン金利が原因となる過払いについての説明になります。ここでは、過払いの問題における「不当利得」の意味について説明されています。

【本文】消費者金融などの「過払い」の問題については、ときに不当利得の返還請求であるとの説明がされています。不当利得は、本来、法律上の原因（契約など）がないにもかかわらず、利益が帰属するべき者の損失と対応した形で得た利益のことを意味しています。過払いの問題について言うなら、本来返済する必要のないお金は債務者が所有しているべ

きお金になります。

ここで、消費者金融などへ借金の返済をすることで、債務者に帰属すべきお金についてまで、貸金業者が受け取ってしまったお金のことを不当利得（過払い）と言います。

この不当利得によって損害を受けてしまった人には、不当利得返還請求権という権利で返還を求めることができます。

そして、貸金業者が「法律に違反していることを知っている」という場合には、悪意の受益者となり、受け取った不当利得に法定利率を付した形で返還することになります。

したがって、消費者金融などから借金をしたことがあり、その返済の中に不当利得がある場合には、元本だけではなく、元本に利息を付けて請求していくことになります。

しかし、過払いが生じているかどうかは、大阪の弁護士に確認してみないと不明であることが多いので、無料相談などを活用して確認することになります。

【タイトル】 過払いの返還を求めることができる期間について

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 貧しい, せつない, 苦肉

【メタディスクリプション】 消費者金融などの借入れから生じる、「過払い」の問題について説明されています。ここでは、過払いの時効の成立・請求できる期間などについて紹介しています。

【本文】 消費者金融などから借金をしたことがある方が、過払いの返還を求めるときに、「時効」が原因となって請求できないケースがあります。

過払いの返還を求める権利は「不当利得返還請求権」になりますが、請求できる期間は、最後の返済から10年以内となります。

10年というと長く感じるかもしれませんが、過去の取引で完済した借金などについても請求が検討されますので、できるだけ早めに弁護士に相談した方が良いでしょう。

ここで、最後の返済から10年経ったかどうか不明な場合についても、取引した業者と契約した時期が分かれば請求が可能になります。

不当利得返還請求権の時効の進行を中断するためには、裁判上の請求などをする必要があります。

また、内容証明（配達記録）による請求の場合でも、一定の効果はありますが、すぐに時効の進行が再開してしまう問題もあります。

時効が成立してしまうと、不当に支払われたお金の返金を受けることが難しくなります。そのため、消費者金融・信販会社、あるいはクレジットカードなどでキャッシングなどを



したことがある方は、弁護士に過払いの発生状況を確認してもらうようにしてください。  
このときに、大阪の弁護士による「無料相談」を活用すると、費用をかけずにアドバイスを受けることができます。

【タイトル】過払いの相談をするときに必要となる書類について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,試練,痛み,苦痛

【メタディスクリプション】消費者金融などの借金の返済に含まれていた「過払い」についての説明になります。ここでは、弁護士に相談するときに必要となる書類などについて紹介しています。

【本文】消費者金融のカードローンなどでお金を借りたことがある方は、自分に「過払い」の被害が生じているかどうかの確認をすることが勧められています。

「過払い」は、毎月の返済の中に「本来、支払う必要のないお金」が含まれている問題ですが、このお金については、貸金業者に対して返還を求めることができる性質のものになります。

しかし、返還請求できる期間が「最後の返済から10年以内」と決まっていますので、できるだけ早めに弁護士に相談するようにした方が良いでしょう。

弁護士への無料相談などで必要となる書類は、貸金業者との取引における「契約書」「取引明細書」「振込明細書」などになります。

ここで、古い取引については、契約書や取引明細書などが存在しないこともありますので、その場合でも請求することはできますので安心してください。

また、取引があったことの証拠となる書類などが何もない場合についても、「貸金業者名」「最初に借りたおおよその時期」などが分かれば請求できることもあります。

古い取引については、時効によって請求できなくなる危険性もありますので、大阪の過払いを専門とする弁護士への問い合わせも急いだ方が良いでしょう。

【タイトル】特定調停と過払いの関係について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,討議,苦痛,苦しみ

【メタディスクリプション】消費者金融などに請求する「過払い」についての説明になります。ここでは、過去に特定調停を行ったことがあるものが、過払いの請求ができるのか？

という問題について説明されています。

【本文】消費者金融などに過払いの請求を考えている方の中に、過去に「特定調停」をしたことがある方もいると思います。

特定調停は、債務整理の一つの手続きになり、将来、借金の返済が不能になる恐れのある方が利用できる手続きになります。

この手続きの問題点は、消費者金融などの取引の中で過払いが生じている場合でも、調停が成立してしまう可能性がある点になります。

特定調停時に提出された取引履歴が不完全なものである場合についても、調停成立というケースもあり、債務者にとって不利益となる可能性が高い手続きと言えます。

このように、特定調停を行った事がある方が、再度、貸金業者に対して過払いの請求をすることができるか？という問題があります。

一概に言えない面もありますが、正確な引き直し計算をした結果、過払いが生じている場合に請求できる可能性があるのも事実になります。

そのため、過去に特定調停をしてしまったからといって、請求をあきらめてしまう必要はありません。

このような場合でも、過払いや債務整理を得意とする、大阪の弁護士に問い合わせるようにしてください。

また、無料相談を活用すれば、費用をかけずにアドバイスを受けることもできるでしょう。

【タイトル】完済や借換えをした過去の取引についての過払い

【メタキーワード要素】：過払い、大阪、邪魔者、厳しい、疲弊

【メタディスクリプション】消費者金融などに請求する「過払い」の問題について説明されています。ここでは、完済・借換えなどの過去の取引における請求について説明されています。

【本文】消費者金融や信販会社から借金をしたことがある方の中に、「過払い」による被害が生じていることがあります。

過払いは、利息制限法の上限金利を超える金利が課せられていたことが原因となり生じるものですが、原則として、時効成立前なら過去の取引についても請求が可能になります。しかし、過去に借金の完済をした場合、あるいは、借換えなどを行ったことがある場合について、請求できるのか疑問が生じることもあると思います。

過去に完済した借金については、法定金利以上の金利で借入れを行っていた場合、ほぼ確

実に過払いが生じているものと思われます。

しかし、この場合でも「10年の消滅時効」という問題もありますので、請求が困難となる場合もある点に注意してください。

また、同じ貸金業者から「借換え」をしたことがあるケースについては、原則として、借換え前・借換え後の取引を「一つの取引」として考えますので、請求が困難となることは少ないと思われます。

借換えをしたことがあるケースについては、過払いの発生額も大きくなる場合がありますので、大阪の弁護士に問い合わせてみることも必要になります。

時効が成立してしまってからでは請求が困難になりますので、まずは、無料相談などを利用してみるのが良いでしょう。

【タイトル】過払いの請求におけるブラックリストとの関係について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,やり切れない,討議,課題

【メタディスクリプション】消費者金融などの違法な金利によって生じる「過払い」の問題について説明されています。ここでは、過払いとブラックリストとの関係について説明されています。

【本文】消費者金融や信販会社に対して、過払いの返還を求めることに不安を感じている方は多いと思います。

そして、その不安の理由が「ブラックリスト」である場合が多く、過払いとブラックリストの関係を確認しておく必要があります。

ブラックリストは、CIC や JICC などの信用情報機関のデータベースへの記録のことを意味していますが、通常、過払いの請求をしたからといってブラックリストに登録されることはありません。

これは、本来、支払う必要のないものを支払わされ、それを「返してくれ」と請求することで、不利益をこうむることにはならないことを意味しています。

しかし、注意すべきは、借金の残高がある場合の「任意整理」については、債務整理の一つとして、信用情報機関への登録がされてしまうケースもあります。

完済している貸金業者、返済中の貸金業者があり、請求するタイミングをずらすことで、ブラックリストの問題をクリアできることもあります。

そのため、借金問題や過払いを専門とする弁護士に相談することから始めると良いでしょう。

大阪の弁護士による無料相談を利用して、それから過払いの請求をするかどうかを検討す

ることもできると思います。

【タイトル】 過払いの請求でブラックリストに登録された場合の影響について

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 評議, 人生相談, 心配

【メタディスクリプション】 グレーゾーン金利による「過払い」の問題についての内容になります。ここでは、過払いの請求に「任意整理」を選択し、ブラックリストに登録された場合の影響について説明されています。

【本文】 貸金業者に対して「過払い」の請求を行ったとしても、通常、ブラックリストへの影響はないものとなります。

ブラックリストは、CIC などによる信用情報機関で管理されているデータベースの記録のことになります。

通常、過払いの請求をするときに、この信用情報機関への記録は気にする必要はありませんが、借金の残高が残っている方が債務整理をする場合には、記録されてしまうものになります。

債務整理で過払いの請求を行う手続きは「任意整理」というものになりますが、借金の残高と過払いの発生額を相殺する交渉になります。

任意整理をすることで、借金がなくなったり減額に成功したりすることもあります。信用情報機関への登録は唯一のデメリットと言えるでしょう。

信用情報機関へ債務整理の事実が登録されると、通常、5年程度の間、その事実が残されますので、「新規の借金」「クレジットカードの契約」ができなくなってしまいます。

もっとも、一定期間後、その登録は削除されるものですし、その後は問題なくクレジットカードなども作れるようになりますので、そのデメリットも限定的と考えることもできます。

このような過払いの請求におけるデメリットについても、大阪の弁護士に確認するようにしてください。

【タイトル】 特定の業者についてだけ過払いの返還請求ができるか？

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 苦勞のたね, ハード, 辛さ

【メタディスクリプション】 消費者金融などに請求を行う「過払い」の問題について説明

されています。ここでは、依頼者のプライバシーへの配慮や希望に応じた対応ができることの説明となります。

【本文】「過払い」の問題は、消費者金融などが違法な金利を課すことで発生する問題になりますが、「相手が貸金業者であること」「借金の問題は隠しておきたいこと」などの理由で、請求しないままにいる方もいるようです。

借金の問題は、非常にデリケートな問題になりますので、過払いの相談をする場合にも、プライバシーに配慮された弁護士に相談することが必要になります。

基本的に、大阪の弁護士による無料相談の内容も、依頼後の依頼者への連絡なども、周囲に悟られないように配慮することができる体制になっています。

また、過払いの請求を行う相手が貸金業者であることから、請求しにくいことも考えられますが、弁護士に依頼してしまえば、そのような心配もする必要はありません。

ここで、何らかの事情によって、「特定の貸金業者だけ請求したい場合」など、貸金業者を選択して返還請求を行いたいという方もいます。

通常、過払いの請求は、貸金業者 1 社ごとに行っていきますので、あらかじめ自分の希望を弁護士に伝えておくとうい良いでしょう。

また、このような不安を残されている場合は、大阪の弁護士による無料相談に問い合わせることで、不安を解消することができると思います。

【タイトル】返還を受けた過払いに課税されるか？

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,問,話しあい,心痛

【メタディスクリプション】信販会社・消費者金融などの「過払い」の問題についての説明になります。ここでは、返還を受けたお金に関する税務について説明されています。

【本文】消費者金融などに不当に支払わされた「過払い」の問題については、本来自分のお金であるので、取り戻すことができるものになります。

過払いの問題が解決しにくい理由に、「自分にいくらの過払いが発生しているのか？」が不明な点をあげることができます。

具体的にいくら請求できるかを確認するためには、正確には取引履歴に基づいた引き直し計算をしますが、ある程度の目安なら、弁護士による無料相談でも確認できます。

また、返金を受けた金額が数百万円となる場合でも、基本的に課税されるものではありませんので、税金の心配も必要にならないことが多くなります。

しかし、個人事業を営んでいる方で、借金をしたときの利息を必要経費として計上し

ている場合、返還を受けた場合には申告をする必要が生じてきます。

また、返還される金額が多くなる場合で、**過払い**に法定利息を付した金額が回収できることがあります。

この場合、**過払い**に付された利息については、課税の対象となりますので注意が必要になります。

しかし、この場合でも、**大阪**の弁護士による「無料相談」に問い合わせることで、税務に関する問題も教えてもらうことができます。

時効の問題もありますので、早めの相談を心掛けるようにしてください。

【タイトル】自分で**過払い**の請求をする難しさについて

【メタキーワード要素】：**過払い**,**大阪**,評議,やり切れない,困難

【メタディスクリプション】消費者金融・信販会社に対して請求する「**過払い**」についての説明になります。ここでは、自分自身で返還請求するときの難しさについて紹介しています。

【本文】消費者金融などの貸金業者に対して「**過払い**」の請求を行う場合、一般的には、**大阪**などの弁護士に相談・依頼してすると思います。

しかし、着手金が不要な場合についても、一定の弁護士費用がかかることから、「自分で請求したい！」と考える方もいるようです。

自分で貸金業者に返還を求める場合、いくつかの点で難しさを感じると思います。

その難しさの理由は、「貸金業者の抵抗」とも言うことができます。

たとえば、貸金業者に対して「取引履歴を開示してください！」と言えば、「開示しません！」ということもありますし、「**過払い**のお金を返せ！」と言えば、「そのようなものは、存在しません！」と抵抗してくるものです。

そのため、貸金業者による抵抗を一つ一つクリアして、ようやく返金させるのが**過払い**の請求の流れになりますので、非常に根気のいる作業になると思います。

また、裁判上の手続きが必要となった場合にも、交渉のためのテクニックなども必要になることがあります。

もちろん自分で返還請求できることを完全否定するものではありませんが、弁護士に相談してから行動に移すこともできると思います。

自分で請求したいと考えている方も、その可能性について問い合わせてみると良いと思います。

【タイトル】 弁護士に依頼する場合と自分で請求する場合の比較

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 厳しい, 傷み, ハード

【メタディスクリプション】 貸金業者による「過払い」の問題についての説明になります。ここでは、弁護士に依頼する場合・自分で請求をする場合を比較して、その違いを確認しています。

【本文】 消費者金融などに過払いの返還を求める場合、「自分で請求する」「弁護士に依頼する」という2つの選択をすることができます。

ここで、「結果として、どちらにメリットがあるのか？」という点については、実際に請求を行ってみたいことには分からない面もあるのが事実だと思います。

弁護士に依頼する場合は、「弁護士費用」がかかりますので、その費用を上回る回収が実現できる場合に、自分で請求するメリットがあると思われれます。

通常、大阪で弁護士が貸金業者と交渉する場合、請求額の90%・95%などと、和解基準を設定していることがあります。

つまり、過払いの請求額が300万円の場合、和解するタイミングに応じて270万円・285万円というように和解基準を作り、訴訟となった場合は満額の請求をすることになることが一般的です。

たとえば、裁判で300万円満額の回収を実現した場合の弁護士費用が60万円かかる場合、自分で240万円以上取り戻せるときに、「依頼しないメリット」が生じます。

逆に、半分しか回収できなかった、不本意な内容で和解させられた、という場合は、「過払いを専門とする弁護士に依頼しておけばよかった！」ということになります。

【タイトル】 弁護士による無料相談の活用について

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, すり合わせ, トラブル, せつない

【メタディスクリプション】 「過払い」に関する弁護士の無料相談についての説明になります。無料相談で何を聞けばいいのか、どのような人が対象なのか、について説明されています。

【本文】 過払いの問題は、テレビ・マスコミなどでも大きく取り上げられていましたので、その問題の存在については、よく知られていると思います。

しかし、消費者金融やクレジットカードなどで借金をしたことがある人の「誰に」被害が生じているのかが分かりにくくなっています。

そのため、**大阪**の弁護士による「無料相談」に問い合わせることで、被害が生じている可能性について検討してもらうことができます。

弁護士による**過払い**の無料相談という表現では、「悩み」があったり「困った状態」でないと利用できないイメージがあるかもしれません。

しかし、**過払い**の無料相談では、請求するときの流れで分からないことを質問したり、「弁護士費用はいくらかかるのか?」「古い借金でも可能性があるのか?」など、自由に質問できるようになっていきます。

そのため、20%を超える借金をしたことがある人は、「自分にも**過払い**がありますか?」と問い合わせることができます。

専門の弁護士によって、「借入時期」「貸金業者名」「借入れ額」などが質問されますので、それに答えていくだけで、「**過払い**が多く発生していそうだ!」「被害はなさそうですよ!」ということを知ることができます。

#### 【タイトル】 無料相談に必要な書類について

【メタキーワード要素】: **過払い**, **大阪**, あえぐ, 生活難, 討議

【メタディスクリプション】 消費者金融などの貸金業者に請求する「**過払い**」の問題についての説明になります。**過払い**の相談を受け付けている無料相談で必要となる書類の説明がされています。

【本文】 消費者金融やクレジットカードで借金をしたことがある方に、グレーゾーン金利による「**過払い**」が生じている可能性があります。

自分の過去の取引の中で「**過払い**」が生じているかどうかを確認する方法は、自分で取引履歴を取り寄せ、計算することも可能ですが、弁護士による「無料相談」を活用するのが簡単でしょう。

弁護士の無料相談では、「**過払い**発生の可能性はあるか?」という点だけでなく、弁護士に支払う費用について、**過払い**の問題の不明な点について確認することもできます。

被害が生じているかどうかを確認するために無料相談を利用する場合、とくに必要となる書類などはありませんが、取引の証拠となる書類などがあれば用意しておくことをお勧めします。

このときの書類は、貸金業者との「契約書」「支払明細書」などになりますが、最低限、「取引した業者名」「借入れをした時期」などが分かれば十分です。



しかし、業者名が思い出せないという場合は、確認が難しくなりますので、何とか思い出そうにしてみてください。

また、実際に大阪の弁護士に依頼する場合に必要な書類などもありますが、無料相談で準備するように言われたものは、後日、準備をすれば問題ありません。

#### 【タイトル】 弁護士に依頼しない場合の無料相談について

【メタキーワード要素】: 過払い,大阪,考え,合議,話合

【メタディスクリプション】 貸金業者に対して、個人が過払いの返還を求めるケースについて書かれています。また、取引履歴の開示を請求した場合の注意点なども説明されています。

【本文】 一般的に貸金業者に対して過払いの請求を行う場合は、大阪などの弁護士に依頼してするケースがほとんどになります。

しかし、中には「自分で請求してみたい！」という方もいると思いますので、その場合には、請求の流れや注意点なども確認しておく必要があります。

通常の請求の流れでは、「取引履歴の請求」「引き直し計算」「貸金業者に対して返還請求・交渉」「和解に至らなければ提訴」という順になります。

貸金業者によっては、最初の「取引履歴の請求」の部分については、問題なくクリアできることもあります。

そして、引き直し計算のためのソフトを利用したりすることで、被害額の算定ができると思います。

しかし、開示された取引履歴が「全ての期間のものとなっているか？」という点については注意した方が良いでしょう。

過払いの請求のための取引履歴は、一部分だけの開示となっている場合、請求額が非常に少ない金額となってしまいます。

できれば自分で行動する前に弁護士に相談した方が良いのですが、取引履歴を受け取った後でも、過払いの弁護士による無料相談を利用することは可能です。

請求における流れの途中であっても、継続して過払いの返還を求めることができるケースもあります。

#### 【タイトル】 借金の残高がある場合の過払いの相談について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,痛み,試練,八苦

【メタディスクリプション】借金の残高がある場合の、過払いの請求についての記述になります。債務整理をする依頼者のメリットを中心に説明されています。

【本文】借金の残高がある方が弁護士に依頼して、貸金業者に対して過払いの請求をするときのメリットは3つあるとされています。

その3つのメリットは、「借金が減らせる（場合によっては、なくなる）」「督促の電話が止まる」「借金の返済を中断できる」の3つになります。

まず、過払いがどの程度発生しているかによって、借金を減らせる額が異なってきます。

通常、任意整理という手続きにより、借金の残高と過払いを相殺する手続きが行われます。

借金の残高が100万円、過払いも100万円となる時は、借金が0円になります。

同じように、借金の残高が100万円、過払いが200万円あれば、借金がなくなり、さらに現金で返金を受けることができます。

また、大阪などの弁護士に依頼した場合、介入通知という書類が送付され、到達以降は借金の返済を中断することができますし、電話などでの督促を受けることもなくなります。

借金の残高のある方が弁護士に相談・依頼するメリットは、非常に大きなものとなります。

着手金が不要な弁護士なら、所持金がない状態でも弁護士に依頼することができますので、弁護士による「無料相談」に問い合わせることが何よりも重要になっています。

【タイトル】過払いの請求を依頼する弁護士の専門性について

【メタキーワード要素】：過払い,大阪,論議,生活難,手を焼く

【メタディスクリプション】消費者金融などの貸金業者に過払いの請求をする場合の、弁護士について書かれています。大阪で過払いの依頼をする場合は、専門性の高い弁護士が勧められることの説明になります。

【本文】消費者金融や信販会社などへの過払いの請求に関しては、請求権の時効消滅の問題や貸金業者の経営悪化による倒産なども不安視されています。

そのため、自分に過払いが生じている可能性があると感じている方は、大阪でも過払いを専門とする弁護士に相談するようにした方が良いでしょう。

貸金業者に返金を求める（お金を返してもらう）というイメージからは、専門性の高さ・難易度の高さを感じることはないかも知れません。

しかし、利息の計算法における法律上の解釈であったり、推定計算の問題点なども指摘さ

れないように処理する必要があります。

また、貸金業者が「みなし弁済」を主張してきた場合の対応も、十分に検討しておく必要があります。

そのため、過払いの問題を依頼するときに、「弁護士になら誰でも良い」とはならず、専門性・実績の高い弁護士を選任する必要があります。

また、弁護士以外の法務事務所に依頼する場合、依頼者の代理人として訴訟を提起することができないなどの問題点も指摘されています。

さらに、弁護士との相性などもあると思いますので、「無料相談」などを利用して、法律事務所全体の雰囲気を感じ取っておくことも必要になると思います。

【タイトル】 司法書士による過払いの請求について

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 懊悩, 人生相談, 借金

【メタディスクリプション】 消費者金融などの違法な金利が原因となる「過払い」の問題について書かれています。弁護士ではなく、司法書士に依頼した場合のリスクについて説明されています。

【本文】 消費者金融・信販会社に対して行う過払いの請求について、司法書士に依頼する場合、依頼者の総債権額が 140 万円以下であるかどうかによって依頼できるかどうか異なるものとなります。

たとえば、過払いの合計額が 140 万円である場合、弁護士・司法書士のどちらに頼むかは、専門性の問題は別として、自由に決めることができます。

しかし、問題なのは、過払いの合計額が 150 万・200 万円の場合でも、依頼を受けてしまう司法書士がいることで、この場合、その司法書士が弁護士法に違反するだけでなく、依頼者に大きな不利益を生じさせてしまうこととなります。

貸金業者側も弁護士法について熟知していますので、交渉の途中で過払いが 140 万円を超えることが分かった場合でも、140 万円以下で和解してしまうこともあるようです。

たとえば、本来、200 万円の返金を受けることができる依頼者が、司法書士の資格の制限により、140 万円で和解しているケースが実際に生じています。

このような、本人とは無関係の理由で不利益を受けないためにも、司法書士ではなく弁護士に依頼するのが良いと思われます。

大阪の弁護士の中でも、過払いに強い弁護士に相談するようにしてください。

【タイトル】 行政書士による過払いの請求について

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 悲惨, 不都合, 暗い

【メタディスクリプション】 グレーゾーン金利による「過払い」についての記述となります。弁護士・司法書士・行政書士の違いの基本についての説明がされています。

【本文】 消費者金融や信販会社に対して請求する過払いの交渉などを依頼する場合、弁護士と司法書士とは大きな違いがあると言われています。

依頼者が専門家に依頼する場合、貸金業者と交渉するための「交渉権」、そして、本人に代わって訴訟などを提起する「訴訟代理権」を与えることで、問題解決に導いてもらうこととなります。

大阪などの弁護士に依頼した場合、交渉権・訴訟代理権に制限なく活動することができる一方、司法書士の場合は、「総債権額が140万円以下」という制約が付くこととなります。また、司法書士ではなく行政書士によるサービスも見受けられますが、行政書士が「交渉権」「訴訟代理権」を持つことはできません。

したがって、行政書士が貸金業者と交渉した場合は、弁護士法違反となりますので、注意する必要があります。

では、行政書士がどのようなサービスを提供しているのかというと、過払いの請求を本人が行うことを前提に、必要となる書類を作成することがサービスとなっています。

そのため、過払いの返金についての交渉をしたりするのは、依頼者本人となるものですので、十分注意する必要があります。

このような資格の違いについても、無料相談などで確認することもできます。

【タイトル】 過払いの請求のための情報商材について

【メタキーワード要素】: 過払い, 大阪, 苦渋の, 苦悩, 傷み

【メタディスクリプション】 消費者金融やクレジットカードのキャッシングで生じる「過払い」についての説明になります。ここでは、過払いの返還請求を自分でできるとする、情報商材について書かれています。

【本文】 消費者金融や信販会社、あるいはクレジットカードを利用して借金をした場合、利息制限法に違反する金利につき、過払いとして返還を求めることができる場合があります。

過払いの返還を求める場合、通常、**大阪**などの弁護士に依頼するケースが多くなります。しかし、情報商材などで「自分でも請求できる」というものもあり、「自分でも返金を受けられるのか?」「弁護士に依頼する必要があるのか?」と迷う理由となっているようです。「自分で請求できるかどうか?」という点に関しては、本人次第としか言えませんが、数年前と比較すると、貸金業者に請求することが難しくなっていることは事実になります。貸金業者とはいえ、**過払い**の返金に応じるためのお金が無限にあるわけではなく、返金をしないための抵抗が強くなっている傾向にあります。

たとえば、請求額の確定に必要な取引履歴の開示に応じるまでに1カ月以上かかることもありますし、被害額を算定して請求をした場合でも、簡単に返金に応じることはありません。

そのため、弁護士などに依頼して、訴訟をすることも視野に入れた交渉が行われているのが実情になります。

したがって、情報商材を購入して本人が請求することには、相当大きなリスクがある点に注意してください。